

山形県ネーミングライツ導入に関する基本方針

1 趣旨

この基本方針は、県有施設の命名権（以下「ネーミングライツ」という。）の適正な導入を図るために、対象施設、募集の方法等について基本的な考え方をまとめたものである。

2 ネーミングライツの概要

(1) ネーミングライツの内容

施設の名称に、企業名、商品名などを冠した愛称を付与し、施設の名称として使用する代わりに、施設命名権者（以下「ネーミングライツスポンサー」という。）からその対価を得て施設の管理運営に役立てるもの。

この場合の愛称とは、一般的な呼称として用いられる名称をいい、条例上の施設名称は変更しないものとする。

(2) 導入の効果

a) ネーミングライツスポンサーにとって

① PR効果

命名した愛称が、県の広報活動やイベントの開催等を通じてメディアへ露出することにより、企業名や商品名の宣伝効果が期待できる。

② 地域活性化への貢献

愛称を付けた施設の維持・運営に寄与することを通じて、地域の経済、観光、産業の活性化に貢献できる。

③ イメージアップ

施設の愛称や地域への貢献を通じて、企業や商品のイメージアップにつなげることができる。

b) 県民・県にとって

① 施設の維持管理等のための安定的な財源確保につながる。

② その財源の活用により、施設利用者・県民サービスの向上が期待できる。

3 対象施設

(1) 県が選定した施設について募集する場合【施設特定型】

次の要件を満たす県有施設のうち、施設の設置目的や規模、利用者数等を勘案して決定する。

① 不特定多数の県民が利用し、広告効果が見込まれる施設

② 当該施設の設置目的から、利用者の増加や施設の有効活用が期待される施設

(2) 提案を募集する場合【提案募集型】

施設特定型において公募する施設を除く県有施設とする。ただし、施設名称の設定に経緯のあるものや施設の性格・運営上、企業名や商品名などの愛称を付することが適当でないと判断するものは対象外とする。

4 導入までの手続き

(1) 施設特定型

① 導入施設、導入条件の決定

② ネーミングライツスポンサーの募集

③ 選定委員会の開催

④ ネーミングライツスポンサー及び新名称（愛称）の決定

- ⑤ 協定の締結
 - ⑥ 施設の表示等の変更
 - ⑦ 新名称（愛称）の使用開始
- (2) 提案募集型
- ① 提案の募集
 - ② 事前相談／関係課調整
 - ③ 申請書類の提出
 - ④ 選定委員会の開催
 - ⑤ ネーミングライツスポンサー及び新名称（愛称）の決定
 - ⑥ 協定の締結
 - ⑦ 施設の表示等の変更
 - ⑧ 新名称（愛称）の使用開始

5 命名権料の算定基準

(1) 施設特定型

他県の類似する施設を参考に、施設の利用者数、メディアへの露出状況等を勘案し施設ごとに決定する。

(2) 提案募集型

最低提案金額を定める。

6 期間

原則3年から5年とする。ただし、指定管理者制度導入施設については、その指定期間を考慮し、適切な期間を設定する。

7 応募資格

法人又は団体であること。詳しい要件等は、別途策定する各募集要項に定める。

8 スポンサーメリット

県は、ネーミングライツスポンサーに対し、施設の愛称を命名する権利以外に、施設の状況に応じて設定する各種メリットを積極的に付与するものとする。

9 募集方法

(1) 募集の実施

- ① ネーミングライツスポンサーの募集は、原則として公募により行う。
- ② 募集に際し必要な事項については、別途策定する各募集要項に定める。
- ③ 県のホームページや広報紙等への募集要項の掲載、報道機関への資料提供等、多用な媒体を活用して幅広く周知する。

(2) 募集期間

原則30日以上とする。ただし、やむを得ない事由がある場合にはこれによらない。

(3) 応募がなかった場合の取扱い

募集期間を終了しても応募がなかった場合、募集要項に定める条件を見直し、再度の公募実施について検討する。なお、検討の結果、募集を中止することもある。

10 選定方法

施設特定型による応募があった場合もしくは提案募集型による応募で施設所管課との協議が整った場合は、次により選定する。

(1) 選定委員会の設置

優先交渉者を選定するため選定委員会を設置する。

(2) 優先交渉者の選定

優先交渉者の選定基準は原則として施設ごとに定め、選定委員会において総合的に審査する。応募者が1者のみの場合も、選定委員会において県のネーミングライツスポンサーとしてふさわしいかどうか審査し、優先交渉者を選定する。

(3) ネーミングライツスポンサーの公表

県は、優先交渉者との調整を経て、ネーミングライツスポンサーを決定し、法人名、施設の新名称（愛称）、命名権料等について公表する。

11 協定の締結

ネーミングライツスポンサーの決定後、県とネーミングライツスポンサーとの間でネーミングライツに関する協定を締結する。

なお、協定を締結したネーミングライツスポンサーは、次回の協定について優先的に交渉することができる。

12 協定の解除

ネーミングライツスポンサーの信用失墜行為等に伴い、施設のイメージが損なわれる恐れが生じた場合、県は協定を解除できることとする。その場合、原状回復等に必要な費用は、ネーミングライツスポンサーの負担とする。

13 適用時期

この基本方針は、平成24年10月1日から施行する。